

奈良県告示第三百九十六号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和八年三月六日

奈良県知事 山下 真

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
吉野郡吉野町大字 橋屋一八五―一 吉野警察署さくら 警察庁舎内	橿原市葛本町一五九番地	一般財団法人奈 良県交通安全協 会	令和八年四月 一日